『次世代育成支援対策推進法』への取組状況について

兵庫信用金庫

当庫では、次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」として兵庫県下の企業で７番目に認定を受け、引き続き現在も第５期行動計画の達成に向けた取り組みを行っています。

兵庫信用金庫はこれからも子育てを行なう労働者の職場と家庭との両立を支援し、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備に努めてまいります。

〇第５期「一般事業主行動計画」

「次世代育成支援対策推進法」第 13 条・14 条に基づき認定された事業主が使用できる『次世代認定マーク』（愛称“くるみん”）です。

以上

平成２６年 4月 1日

次世代育成支援対策推進法に基づく

第 5 期 「 一 般 事 業 主 行 動 計 画 」

兵 庫 信 用 金 庫

１．計画期間　：　平成２６年 4月 1日 ～平成２８年 3月３１日の２年間

２．内 容　　：　（１）子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標 １	計画期間内に、育児休業の取得状況を下記の水準以上にする。
女性職員	： 育児休業取得率を８５%以上とすること。
男性職員	： ２名以上育児休業を取得すること。

対策 ： 育児休業期間中の当初５日間を有給扱いとする「育児休業規定９条１、２、４項」等を周知し推進する。

（２）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 ２	平成２６年度年次有給休暇の平均取得率の目標を第５期行動計画開始前年度実績（50.75%）以上に設定し、翌年度も前年以上の平均取得率となるよう取得率向上に取り組む。

対策 ： 年次有給休暇の計画的付与の完全実施を推進する。

以 上